

## はつらつ環境整備助成金要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、はつらつ環境整備助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、地域住民が主体となり自主的に生涯学習、スポーツ、健康づくり、文化、生活の向上などのための公益的施設等の整備を行うことに対し助成金を交付することにより、住民相互の連帯感を育成するとともに地域の活性化を図り、もって地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。

### (助成対象事業等)

第3条 助成金の助成対象事業の区分は次の各号に掲げるとおりとし、その助成対象事業の要件並びに助成対象者、助成対象経費、助成率及び助成限度額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) コミュニティ施設整備事業 別表第1のとおり
- (2) 運動場、体育館、公園、緑地、その他住民福祉の向上に資する施設整備事業 別表第2のとおり
- (3) 路線バス待合所、まちなかベンチ整備事業 別表第3のとおり
- (4) 感染症対策事業 別表第4のとおり
- (5) わがまちアピール設備整備事業 別表第5のとおり

### (助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、はつらつ環境整備助成金申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、前条第3号に規定するものを除き、1つの申請者につき1物件に限るものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性質上該当する書類が無い場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業費の積算根拠となる資料
- (3) 事業着工前の写真
- (4) 整備しようとする施設等の位置図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項に規定する書類の提出期間は、市長が別に定める。

### (助成金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、別に定めるはつらつ環境整備助成金審査会（以下「審査会」という。）の審査に付し、当該申請に係る助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。ただし、第3条第1号に定める事業について

ては、審査会の審査を省略することができる。

- 2 審査会は、申請があった事業が助成金の交付を行うことが適当か否かの審査を行う。
- 3 審査会が適当であると認める整備事業が複数あり予算額を超えるときは、次のとおり決定する。
  - (1) 過去において助成金の決定を受けたことがない者の事業を優先し、助成の決定を行う。
  - (2) 前号の者の次に過去において助成の決定を受けた回数の少ない者の事業を優先し、助成の決定を行う。
  - (3) 過去において助成の決定の回数が同数の者が複数ある場合は、抽選により助成の決定を行う。
- 4 前項第3号の抽選の方法については、市長が別に定める。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を助成金の交付の申請をした者にはつらつ環境整備助成金決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(事業計画の変更等)

第7条 助成金の交付決定を受けた後に、事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめはつらつ環境整備助成金事業計画変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業計画の変更が適当と認めるときは、はつらつ環境整備助成金事業計画変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付の指令を受けた者は、助成金の事業が完了したときは、はつらつ環境整備助成金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 完了写真
  - (2) 領収書等の写し
  - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、助成金の事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(確定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の実績報告を受けた場合は、当該実績に係る書類及び必要に応じて行う実地調査により審査し、適当と認めるときは、速やかに交付すべき助成金の額を決定し、はつらつ環境整備助成金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(わがまち環境整備助成金要綱及び小松市コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 わがまち環境整備助成金要綱（平成 23 年小松市告示第 1 号）及び小松市コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱（平成 20 年小松市告示第 18 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<p>助成対象事業</p>	<p>1 コミュニティ施設（地域における住民の健全な自主的活動の活性化を目的に、地縁による団体が設置する主たる集会所をいう。）を整備する事業</p> <p>2 整備しようとする施設が次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 学習等供用施設に係る助成等既存の諸制度（県の定めるコミュニティ施設助成は除く。）によって助成・補助等を受けられない施設であること。</p> <p>(2) 1 km 以内に助成対象者が使用する集会所等がないこと。ただし、人口密度その他の状況を勘案し、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 新築、増築又は改築の場合は、県のコミュニティ施設整備事業の対象となっている施設に限る。また、県が定めるバリアフリー整備基準に適合する施設であること。</p> <p>(4) 前年度に本要綱に基づく助成金の交付申請をしていない施設であること。</p> <p>(5) 整備に当たって建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(6) 整備しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は、所管する行政機関の当該整備の許可、同意等を受けたものであること。</p> <p>(7) 整備が完了した翌年度から起算して当該用途として 5 年以上の使用が見込めること。</p> <p>(8) 助成を受けようとする事業の経費は、新築工事の場合は 400 万円以上、増築又は改築工事の場合は 200 万円以上、改装又は修繕の場合は 40 万円以上であること。ただし、やさしいまちづくり工事を実施する場合は 20 万円以上とする。</p>
<p>助成対象者</p>	<p>町内会</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>次の 1 から 3 までのいずれかの経費とし、改装又は修繕を行う場合において、やさしいまちづくり工事（次の 4 ア及びイに規定する工事をいう。）を実施した場合には、4 の経費も対象とする。</p> <p>1 新築に係る経費 建物の本体工事費（電気・給排水・冷暖房設備等の工事費含む。） ※新築：新たに建築物を建てること</p> <p>2 増築又は改築に係る経費 建物の本体工事費（電気・給排水・冷暖房設備等の工事費含む。） ※増築：既存の建築物に建て増しを行ない床面積を増やすこと ※改築：従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること</p> <p>3 改装又は修繕に係る経費 ※改装：建築物の外部や内装に手を加え作り変えること ※修繕：壊れたり、悪くなったりした部分を元通りにすること</p> <p>4 やさしいまちづくり工事に係る経費 ア バリアフリー化を図る工事</p>

	イ 太陽光発電の設置や照明器具のLED化など環境に配慮した器具に更新する工事	
助成率	1 新築	1 / 2 以内
	2 増築又は改築	1 / 2 以内
	3 改装又は修繕	1 / 4 以内
	4 やさしいまちづくり工事	1 / 4 以内
	(いずれも1万円未満の端数は切り捨て)	
助成限度額	1 新築	13,200 千円
	2 増築又は改築	8,400 千円
	3 改装又は修繕	5,000 千円
	4 やさしいまちづくり工事	1,000 千円

備考

整備したコミュニティ施設は、整備が完了した翌年度から起算して10年間用途の変更を行わないこと。

別表第2（第3条関係）

助成対象事業	<p>1 次に掲げる施設等（以下「施設等」という。）を整備する事業</p> <p>(1) 運動場，体育館，その他スポーツ施設</p> <p>(2) 公園，緑地，その他住民の憩いの場所</p> <p>(3) 次に掲げるその他住民福祉の向上に資する施設</p> <p>ア コミュニティ活動倉庫（防災備品，公民館活動備品）</p> <p>イ ボランティア活動拠点（見守り隊・ゴミ当番待機所）</p> <p>2 整備しようとする施設等が次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 地域住民の多数の利用が見込まれること。</p> <p>(2) 既存の類似施設等との利用の調整が図られていること。</p> <p>(3) 施設等の維持管理は地域住民が行うこと。</p> <p>(4) 施設等の管理運営に関して明確な方針を定めること。</p> <p>(5) 他の公的補助を受けられない整備であること。</p> <p>(6) 整備に当たって建築基準法等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(7) 整備しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は，所管する行政機関の当該整備の許可，同意等を受けたものであること。</p> <p>(8) 整備しようとする土地及び施設の整備を行う期間及び整備が完了した翌年度から起算して当該用途として5年以上の使用が見込めること。</p> <p>(9) 整備しようとする施設等が宗教的，政治的活動に関するものでないこと。</p> <p>(10) 助成を受けようとする事業の経費は，40万円以上であること。</p> <p>(11) 前年度に本要綱に基づく助成金の交付申請をしていない施設等であること。</p>
助成対象者	校下又は地区町内会連合会
助成対象経費	<p>施設等の整備に係る経費。ただし，次に掲げる経費は，対象外とする。</p> <p>(1) 土地，既存施設の取得に要するもの</p> <p>(2) 土地，施設の賃借に要するもの</p> <p>(3) 改築及び修繕に要するもの（改築及び修繕を行うことで原状回復にとどまらず，地域住民の満足を高める工夫が認められ，かつ，機能の向上が認められるものは除く。）</p> <p>(4) 備品購入，賃借に要するもの（施設と一体的に整備されるもので，施設の整備目的に照らし直接必要とされる備品の購入を除く。）</p> <p>(5) その他市長が不適切であると認めるもの</p>
助成率	助成対象経費の1／2以内（1万円未満の端数は切り捨て）
助成限度額	3,000千円

備考

整備した施設等は，整備が完了した翌年度から起算して5年間は用途の変更を行わないこと。

別表第3（第3条関係）

<p>助成対象事業</p>	<p>1 市内のバス停留所に上屋等の待合所（以下「待合所」という。）またはまちなかベンチ（以下「ベンチ」という。）を設置する事業</p> <p>2 設置しようとする待合所が次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 待合所の維持管理は地域住民が行うこと。</p> <p>(2) 待合所の管理運営に関して明確な方針を定めること。</p> <p>(3) 他の公的補助を受けられない整備設置であること。</p> <p>(4) 設置に当たって道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(5) 設置しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は、所管する行政機関の当該設置の許可、同意等を受けたものであること。</p> <p>(6) 助成を受けようとする事業の経費は、1万5千円以上であること。</p> <p>(7) 前年度に本要綱に基づく助成金の交付申請をしていない待合所であること。</p> <p>3 設置しようとするベンチが次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 複数人の大人が安全に腰掛けられること。</p> <p>(2) 地権者等が自ら製作したものその他使用する際の危険度が高いものでないこと。</p> <p>(3) 誰もが気軽に利用することができるよう、座面高、座面奥行等について、配慮されていること。</p> <p>(4) 企業広告を主目的としたものでないこと。</p> <p>(5) ベンチの維持管理は地域住民が行うこと。</p> <p>(6) 他の公的補助を受けられない整備設置であること。</p> <p>(7) 設置に当たって道路法（昭和27年法律第180号）法等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(8) 設置しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は、所管する行政機関の当該設置の許可、同意等を受けたものであること。</p> <p>(9) 助成を受けようとする事業の経費は、1万5千円以上であること。</p> <p>(10) 前年度に本要綱に基づく助成金の交付申請をしていないベンチであること。</p>
<p>助成対象者</p>	<p>町内会</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>待合所またはベンチの設置に係る経費。ただし、次に掲げる経費は、対象外とする。</p> <p>(1) 土地、既存施設の取得に要するもの</p> <p>(2) 土地、施設の賃借に要するもの</p> <p>(3) 既存待合所またはベンチの取り壊しに要するもの</p> <p>(4) その他市長が不適切であると認めるもの</p>
<p>助成率</p>	<p>対象経費の2/3以内（千円未満の端数は切り捨て）</p>
<p>助成限度額</p>	<p>500千円</p>

別表第4（第3条関係）

助成対象事業	<p>1 感染症対策のため、衛生用備品（以下「備品等」という。）を整備する事業</p> <p>2 設置しようとする備品等が次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 感染症防止のために使用するものであること。</p> <p>(2) 公民館・集会所に設置するものであること。</p>
助成対象者	「いきいきサロン」及び「ミニデイ」を開設している町内会
助成対象経費	<p>次の備品等の整備に係る経費（設置費用を含む）</p> <p>(1) 空気清浄機</p> <p>(2) オゾン発生機</p> <p>(3) 自動水栓</p> <p>(4) 非接触型手指消毒機</p> <p>(5) 非接触型体温計</p> <p>(6) 仕切り板</p> <p>(7) その他市長が適切であると認めるもの</p>
助成率	対象経費の9／10以内（千円未満の端数は切り捨て）
助成限度額	180千円



別表第5（第3条関係）

助成対象事業	<p>1 町内の歴史や名所、旧跡の魅力を市内外に発信する目的に、次に掲げる設備（以下「設備等」という。）を整備する事業</p> <p>(1) 案内マップ看板又は説明看板</p> <p>(2) ホームページ又は電子記録媒体</p> <p>2 整備する事業が次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 設備等の維持管理は地域住民が行うこと。</p> <p>(2) 設備等の管理運営に関して明確な方針を定めること。</p> <p>(3) 他の公的補助を受けられない整備設置であること。</p> <p>(4) 整備に当たって道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(5) 整備しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は、所管する行政機関の当該設置の許可、同意等を受けたものであること。</p> <p>(6) 助成を受けようとする事業の経費は、10万円以上であること。</p> <p>(7) 前年度に本要綱に基づく助成金の交付申請をしていない事業であること。</p> <p>(8) 設備等の内容の主要部分について英語表記がなされていること。</p>
助成対象者	町内会
助成対象経費	<p>設備等の整備に係る経費。ただし、次に掲げる経費は、対象外とする。</p> <p>(1) 土地、既存施設の取得に要するもの</p> <p>(2) 土地、施設の賃借に要するもの</p> <p>(3) 既存看板等の取り壊し及び改修、修繕に要するもの</p> <p>(4) 備品購入、賃借に要するもの</p> <p>(5) その他市長が不適切であると認めるもの</p>
助成率	対象経費の1/2以内（千円未満の端数は切り捨て）
助成限度額	150千円

はつらつ環境整備助成金申請書

年 月 日

（あて先）小松市長

（申請者）住 所

名 称

代表者

印

連絡先 （            ）            -

はつらつ環境整備助成金事業について、次のとおり助成金を交付するよう申請します。

1 整備する施設の名称	
2 事業の実施期間	着工                    年        月        日 完成                    年        月        日
3 助成金申請額	円 (別表第1及び第2の事業は1万円未満、その他の事業は千円未満切捨て)
4 事業費	円
5 添付書類	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 整備しようとする施設等の位置図 (3) 事業着工前の写真 (4) その他（見積書（内訳）、設計図面、製品カタログ等）

事業計画書

1 施設等名称				
2 実施場所	小松市 町 番地	所有区分	町有地	私有地
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
3 事業概要	○ 事業の目的及び効果（利用者数や対象者など）			
	○ 管理運営主体と方法			
	○ その他（既存の類似施設等との利用の調整など）			
4 収支予算		項目	金額	内訳
	収入	市助成金	円	(1戸当たりの負担金等)
		地元負担金	円	
		その他収入	円	
		合計	円	
	支出	工事費又は 購入費	円	やさしいまちづくり工事分
			円	円
		円		
	合計	円		

住所

氏名

年 月 日付けで交付申請のあったはつらつ環境整備助成金について、次のとおり交付することを決定した。

年 月 日

小松市長

1 助成金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。

2 助成金の事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

助成金の事業に要する経費 金 円

助成金の額 金 円

3 助成金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 助成金を、申請の内容以外の用途に使用することはできない。

(2) 市は、この決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができるものとする。

はつらつ環境整備助成金事業計画変更申請書

年 月 日

（あて先）小松市長

（申請者）住 所

名 称

代表者

印

連絡先 （ ） ー

年 月 日付け小松市指令第 号で交付決定のあった助成金に係る事業計画について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 当初の交付申請額 金 円

2 変更後の交付申請額 金 円

3 変更の内容

4 変更の理由

5 添付書類

- (1) 変更に係る事業計画書
- (2) 変更に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

住所

氏名

年 月 日付けで変更交付申請のあったはつらつ環境整備助成金について、次のとおり  
交付することを決定した。

年 月 日

小松市長

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 当初交付決定額   | 金 | 円 |
| 2 | 変更後の交付決定額 | 金 | 円 |

はつらつ環境整備助成金実績報告書

年 月 日

（あて先）小松市長

申請者 住 所  
 名 称  
 代表者  
 連絡先 ( ) 印

年 月 日付け小松市指令第 号で助成金の交付の決定があった事業は、次のとおり完了したので報告します。

1 施設の名称				
2 事業の実施期間	着工	年	月	日
	完成	年	月	日
3 交付決定額	円			
4 収支決算		項目	金額	内訳
5 収支決算	収 入	市助成金	円	
		地元負担金	円	
		その他収入	円	
		合計	円	
	支 出	工事費又は購入費	円	やさしいまちづくり工事分  円
		円		
		円		
		合計	円	
6 添付書類	(1) 完了写真 (2) 領収書等の写し			

住所

氏名

年 月 日付けで実績報告のあったはつらつ環境整備助成金について、次のとおり交付することを確定した。

年 月 日

小松市長

- |   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付決定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定金額   | 金 | 円 |